

健 一 1548
平成26年9月24日

医療機関の開設者
指定訪問看護事業者
指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者 } 様

秋田県健康福祉部長
(公 印 省 略)

指定難病医療費及び小児慢性特定疾病医療費の助成制度
における指定医療機関の指定申請手続きについて

本県の難病対策の推進につきましては、日頃、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成27年1月1日から施行され、新たな医療費助成制度が実施されることに伴い、指定難病患者及び小児慢性特定疾病患者の方は都道府県等が指定した医療機関等（以下「指定医療機関」という。）が行う医療に限り、医療費助成を受けることができることとなります。

指定医療機関の指定を受けるには、申請手続きが必要になりますので、現在医療費助成の対象患者の方が利用されている医療機関や、今後利用が見込まれる医療機関等におきましては、指定の申請手続きをしていただきますようよろしくお願いいたします。

担当
〒010-8570 秋田市山王4-1-1
秋田県健康福祉部健康推進課
佐藤（正）、太田、加藤
TEL 018-860-1424
FAX 018-860-3821
E-mail kenkou@pref.akita.lg.jp

【留意事項】

- ◎申請の対象となる医療機関は次のとおりです。
- ①保険医療機関 ②保険薬局
 - ③健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - ④介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者に限る。）
 - ⑤介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業者に限る。）
- ※小児慢性特定疾病（以下「小児慢性」という。）は①②③のみ
- ◎小児慢性は、秋田市に所在地がある医療機関（①②③）にあつては、秋田市長の指定となります。
- ◎特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業に基づく委託契約を締結されている場合でも、新制度における指定を受ける必要があります。
- ◎指定医療機関の情報は他の都道府県と共有されますので、秋田県の指定を受けると、他の都道府県への指定申請手続きは不要となります。
- ◎申請は任意ですので、現在（又は過去に）難病の公費負担請求を行っている場合や対象疾病を考慮のうえ、申請手続きをお願いします。
- ※指定難病の対象疾病は 110 疾病（予定）です。また、平成 27 年夏頃までに約 300 疾病に拡大されます。
- ※小児慢性の対象疾病は 705 疾病（予定）です。
- ◎指定までの流れは次のとおりです。
- ①秋田県庁健康推進課あて郵送等により申請書類を提出。
 - ②県で申請内容を審査し、条件を満たしていれば、指定通知を送付。
 - ③指定医療機関の公示として県ホームページ（美の国あきたネット）に掲載。
- ◎その他
- ・医療機関（薬局）コードは、保険医療機関について定められた医療機関コード（7桁）を記入して下さい。
 - ・開設者が法人でない場合、当該欄の記入や役員名簿の添付は不要です。
 - ・開設者の住所は、保険医療機関として申請した住所を記入して下さい。
 - ・申請書は、医療機関ごとに1部を提出して下さい。
 - ・指定難病及び小児慢性の対象疾患並びに申請様式は県ホームページで確認、ダウンロードできます。（<http://www.pref.akita.lg.jp/>→「指定難病」で検索）

指定医療機関の指定手続等①

1 指定について

- 指定医療機関の指定対象としては、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する病院、診療所、薬局のほか、政令において、訪問看護事業所等を規定することとしている。
- 病院、診療所、薬局等の開設者の申請により、都道府県知事が指定を行う。
- 指定申請に必要な事項は、名称、所在地、保険医療機関であること等を厚生労働省令で定める。
- 申請者が保険医療機関等でないとき、特定医療費の支給に関して重ねて勧告等を受けているとき、役員・職員が禁固・罰金刑を受けてから5年を経過していないとき等には、都道府県知事は指定をしないことができる。
- 指定は6年ごとに更新を受けなければならない。

2 責務について

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

3 監督について

- 都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療機関の開設者等に対し報告や帳簿書類等の提出を命じ、出頭を求め、又は職員に關係者に対し質問させ、診療録等につき検査させることができる。
- 診療方針等に沿って良質かつ適切な特定医療を実施していないと認めるときは、期限を定めて勧告することができ、勧告に従わない場合に公表、命令することができる。

4 取消しについて

- 診療方針等に違反したとき、特定医療費の不正請求を行ったとき、命令に違反したとき等において、都道府県知事は指定を取り消すことができる。

指定医療機関の指定手続等②

1 指定医療機関の指定の申請

指定医療機関の指定を受けようとする病院等の開設者は、以下の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出する。

(1) 病院・診療所

- ① 病院又は診療所の名称及び所在地
- ② 開設者の住所、氏名及び職名又は名称
- ③ 保険医療機関である旨
- ④ 標榜している診療科名
- ⑤ 誓約書、役員名簿

(2) 薬局

- ① 薬局の名称及び所在地
- ② 開設者の住所、氏名及び職名又は名称
- ③ 保険薬局である旨
- ④ 誓約書、役員名簿

(3) 指定訪問看護事業者等

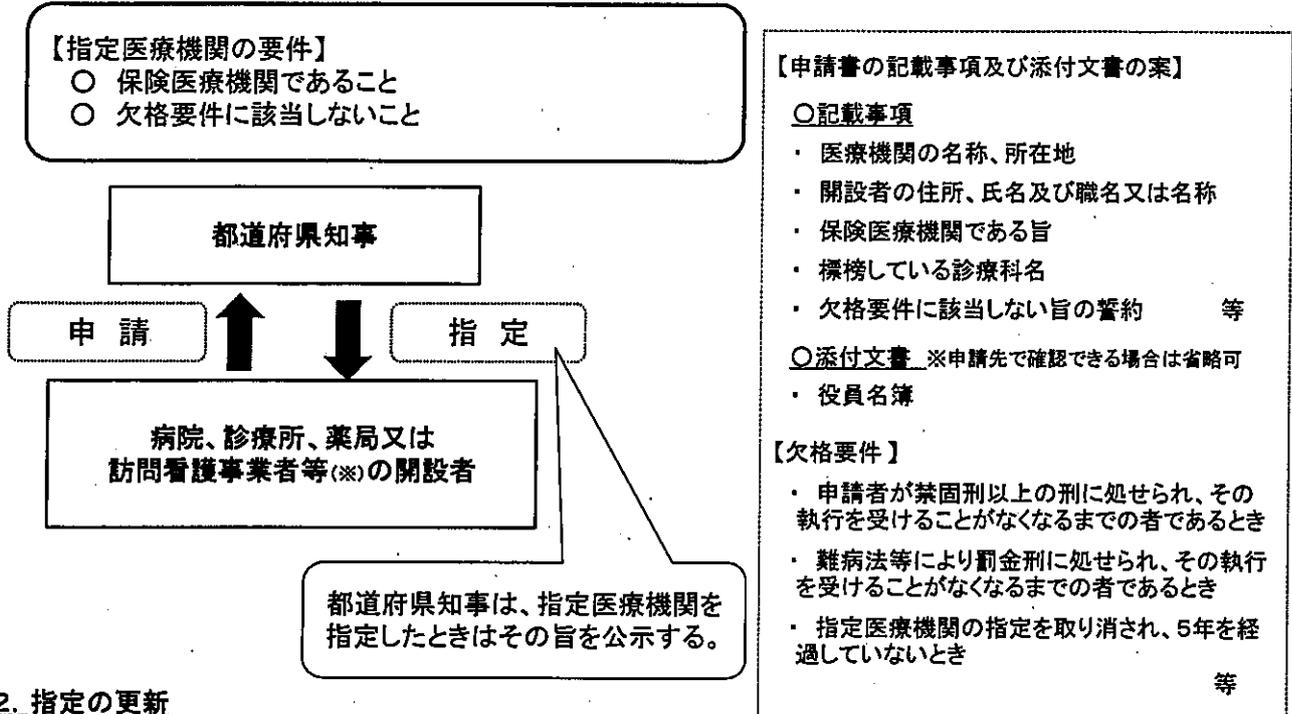
- ① 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 開設者の住所、氏名及び職名又は名称
- ③ 指定訪問看護事業者等である旨
- ④ 誓約書、役員名簿
- ⑤ 申請に係る訪問看護ステーション等の名称、所在地

2 指定の公表等について

指定申請書を受理してから概ね1ヶ月後までに指定の可否を決定し、申請者に通知するとともに、指定を決定した場合は、速やかに公示する。公示する内容は、指定医療機関の名称、所在地等を公示する予定としている。

指定医療機関の指定手続等③

1. 指定の申請



2. 指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとの更新制とする。

指定医療機関の指定手続等④

(1) 変更の届出が必要な事項

指定医療機関は、指定申請書の記載事項について変更があった場合は都道府県知事に対して届け出ることを必要とする。

(2) 届出が必要な事項

指定医療機関は、以下に掲げる場合には、都道府県知事に対して届け出ることを必要とする。

【届出が必要な事項】

- ・ 業務を休止、廃止又は再開した場合
- ・ 医療法等による命令等を受けた場合

(3) 辞退の申出

指定医療機関は、指定を辞退しようとするときは、都道府県知事に対して申し出ることを必要とする。

(4) 指定医療機関に係る公示

都道府県知事は、下記に掲げる場合は、その旨を公示する。

- ① 指定医療機関の指定をしたとき
- ② 指定医療機関から変更の届出があったとき
- ③ 指定医療機関から指定の辞退があったとき
- ④ 指定医療機関の指定を取り消したとき

指定医療機関の指定手続等⑤

1. 指定医療機関の責務等

- 厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。
- 診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- 特定医療の実施に関し、都道府県知事の指導を受けなければならない。

2. 指定医療機関に対する監督

報告・出頭・検査	勧告・命令	指定の取消し
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事は、必要があるときは、指定医療機関の開設者等に対し、<u>報告や診療録等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、診療録等につき検査させることができる。</u> → 開設者等が従わなかった場合等は、<u>特定医療費の支払の一時差し止めが可能。</u> ※ あわせて、指定の取消し(右記)等を行うことも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事は、指定医療機関が、<u>療養担当規程又は診療方針に従っていないときは、指定医療機関の開設者に対し期限を定めて勧告</u>することができる。 → 期限内に勧告に従わなければ公表可能。 ・ 都道府県知事は、勧告を受けた指定医療機関の開設者が、<u>正当な理由なく措置しなければ、期限を定めて措置命令</u>をすることができる。 → 命令をしたときは公示が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事は、以下の事由に該当する場合には、指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。 【取消事由】 ・ 開設者等が禁固刑以上の刑や難病法等により罰金刑に処せられることとなったとき。 ・ 保険医療機関・保険薬局等でなくなったとき。 ・ 開設者が特定医療費の支給に関し重ねて指導や勧告を受けたとき。 ・ 診療方針等に違反したとき。 ・ 特定医療費を不正請求したとき。 <p style="text-align: right;">等</p> → 指定を取り消したときは公示が必要。